

新型コロナウィルスに関する情報

健康診断の実施延期等について

令和2年4月

(一社) 滋賀県トラック協会
適正化事業課

新型コロナウィルスに関する Q&A（企業の方向け）と題して、厚生労働省のホームページに掲載されている事項を一部抜粋して下記のとおりおしらせ致します。

なお、Q&A全文は、インターネットに接続し「厚生労働省 コロナ 企業」で検索していただると、最上部に表示されますので是非ご覧いただくとともに、今後も随時更新されると考えられますので、インターネットのお気に入り等に登録いただくなど、常に確認できるようにする事を推奨致します。

記

<健康診断の実施>

問2 新型コロナウィルス感染症の拡大防止のため、労働安全衛生法に基づく健康診断の実施を延期するといった対応は可能でしょうか。

【回答】事業者は労働安全衛生法の規定に基づき、労働者の雇入れの直前又は直後に健康診断を実施することや、1年以内ごとに1回定期に一般健康診断を行うことが義務付けられています。しかしながら、令和2年2月25日に決定された「新型コロナウィルス感染症対策の基本方針」に、閉鎖空間において近距離で多くの人と会話する等の一定の環境下であれば、咳やくしゃみ等がなくても感染を拡大するリスクがあることが示されていること等を踏まえ、これらの健康診断の実施時期を令和2年5月末までの間、延期することとして差し支えありません。

なお、今回の対応は、労働安全衛生規則第43条に基づく雇入時の健康診断、第44条に基づく定期健康診断、第45条に基づく特定業務従事者の健康診断など、労働安全衛生法第66条第1項に基づく健康診断に限るものであり、他の労働安全衛生法に基づく特殊健康診断等の取扱いは従前どおり法令に基づく頻度で実施いただく必要があります。また、この取扱いは、新型コロナウィルス感染症の状況を踏まえた令和2年5月末までに限られた対応となりますので、ご注意ください。